

光地区消防組合人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営における公平性や透明性を高めるため、「光地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年光地区消防組合条例第3号)」に基づき、光地区消防組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 任免及び職員数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	平成30年4月1日現在	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日		(参考) 平成31年4月1日現在
	職 員 数	採用者数	退職者数	職 員 数
消防吏員	112人	1人	3人	111人

※職員数は、常勤の再任用職員を加味した人数です。

2 競争試験及び選考 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

試 験 区 分	受験申込者数	受 験 者 数	一次合格者数	最終合格者数	採 用 者 数
大学卒・高校卒	11人	9人	4人	1人	1人

※選考については行っていません。

3 人事評価 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

職員106人を対象に人事評価を行いました。

4 給与の状況

(1) 職員給与費 (令和元年度当初予算)

職 員 数 (A)	給 与 費		計 (B)	1人当たりの 給与費 (B/A)
	給 与	諸 手 当		
111人	401,839千円	314,953千円	716,792千円	6,458千円

※常勤の再任用職員の給与費が含まれています。

※諸手当には退職手当を含みません。

(2) 職員の平均給料月額・平均年齢 (平成31年4月1日現在)

平均給料(月額)	平均年齢
297,905円	36歳3月

(3) 職員の初任給 (平成31年4月1日現在)

区 分	光地区消防組合	国
大 学 卒	187,200円	180,700円
高 校 卒	153,000円	148,600円

(4) 職員手当

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	詳 細			
期 末 勤 勉 手 当	支給区分	期末手当	勤勉手当	合計
	6 月	1.3 月分	0.925 月分	2.225 月分
		(0.725 月月)	(0.45 月分)	(1.175 月分)
	12 月	1.3 月分	0.925 月分	2.225 月分
		(0.725 月分)	(0.45 月分)	(1.175 月分)
	計	2.6 月分	1.85 月分	4.45 月分
(1.45 月分)		(0.9 月分)	(2.35 月分)	
※職制上の段階、職務の級等による加算あり ※ () 再任用職員の支給割合				
扶 養 手 当	区 分			金 額
	配偶者			6,500 円
	配偶者以外の扶養家族			
	父母等			6,500 円
	子			10,000 円
	満 16 歳に達する年度から満 22 歳に達する年度までの子に対する加算 (1 人につき)			5,000 円
住 居 手 当	区 分			金 額
	持家			3,000 円
	借家 (家賃等に応じた額)			上限 29,000 円
通 勤 手 当	区 分			金 額
	交通機関利用者 (運賃等の相当額)			上限 55,000 円
	自動車等利用者 (片道 2 km 以上を距離に応じ 17 区分)			3,000 ~ 43,300 円
時 間 外 勤 務 手 当	区 分			金 額
	勤務日の時間外勤務 (1 時間当たり)			125/100
	※22 時から翌日の 5 時まで			150/100
	週休日の時間外勤務 (1 時間当たり)			135/100
	※22 時から翌日の 5 時まで			160/100
	1 ヶ月 60 時間を越える時間外勤務 (1 時間当たり)			150/100
	※22 時から翌日の 5 時まで			175/100
夜 間 勤 務 手 当	22 時から翌日の 5 時まで (1 時間当たり)			25/100
休 日 勤 務 手 当	休日の勤務 (1 時間当たり)			135/100
管 理 職 手 当	区 分			金 額
	部長級職員			44,300 又は 46,100 円
	課長級職員			33,600 円

管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	区 分		金 額	
	部長級職員		8,000 円	
	課長級職員		6,000 円	
	※2時間に満たない場合は 50/100 を乗じて得た額			
	区 分		金 額	
	部長級職員		4,000 円	
	課長級職員		3,000 円	
※週休日等以外の日（午前0時から午前5時までに勤務した場合）				
特 殊 勤 務 手 当	区 分		金 額	
	高所作業手当（1回）		510 円	
	潜水作業手当（1回）		510 円	
	出動手当（1回）			
	大型自動車又は中型自動車の機関員		500 円	
	普通自動車の機関員		400 円	
	その他の隊員		300 円	
	救急救命士が救急出動した場合		510 円	
	緊急消防援助隊出動手当（1日）		1,680 円	
退 職 手 当	区 分	定年・勸奨	自己都合	【その他の加算措置】 定年前早期退職特例措置
	勤続 20 年	24.586875 月分	19.6695 月分	
	勤続 25 年	33.27075 月分	28.0395 月分	
	勤続 35 年	47.709 月分	39.7575 月分	
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	

(5) 等級別職員数

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

職務の級	基準となる職務内容	職員数	構成比
8 級	消防長の職務（管理者が特に認めた者に限る。）	0 人	0 %
7 級	消防長及び次長の職務	2 人	1.8 %
6 級	課長、署長、室長、副署長及び課長補佐の職務	9 人	8.1 %
5 級	係長及び主任主査の職務	19 人	17.1 %
4 級	主査の職務	28 人	25.3 %
3 級	主任の職務	23 人	20.7 %
2 級	副主任及び参事の職務	11 人	9.9 %
1 級	定型的な業務を行う職務	19 人	17.1 %

※常勤の再任用職員が含まれています。

5 職員の勤務時間・その他の勤務条件

(1) 勤務時間等

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

【毎日勤務者】

区 分	内 容
勤 務 時 間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで (7 時間 45 分)
休 憩 時 間	12 時から 13 時まで
週 休 日	土曜日、日曜日
休 日	「国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号)」に規定する休日と年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

【交替制勤務者】

区 分	内 容
勤 務 時 間	8 時 30 分から翌日の 8 時 30 分まで (15 時間 30 分)
休 憩 時 間	12 時から 13 時まで、17 時 15 分から 18 時まで、5 時 30 分から 6 時 15 分まで
仮 眠 時 間	22 時から翌日の 4 時まで (仮眠時間中に 1 時間 30 分の勤務に従事した者は、5 時 30 分まで)
週 休 日	当直勤務日の翌々日
休 日	通常勤務 (勤務者に休日勤務手当を支給)

(2) 休暇制度

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容
年次有給休暇	1 年につき 20 日 (最大 20 日を翌年に繰越)
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に 90 日以内 (結核性疾患については 180 日)
介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり親族を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合に 6 ヶ月以内 (無給)
特 別 休 暇	産前・産後の休養、忌引休暇、結婚休暇など 24 種類

(3) 育児休業取得状況

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日)

区 分	取 得 者 数
育児休業を取得した者	1 人

6 職員の分限及び懲戒処分 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

(1) 分限処分者数

処分の事由	処分の種類				合計
	免職	降任	休職	降給	
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0 人
心身の故障の場合	—	—	—	—	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0 人
職制、定数の改廃、予算の減少等により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0 人
刑事事件に関し、起訴された場合	—	—	—	—	0 人

(2) 懲戒処分者数

処分の事由	処分の種類				合計
	免職	停職	減給	戒告	
法令に違反した場合	—	—	—	—	0 人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0 人

7 職員の服務 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

職員の営利企業等従事許可等

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする場合	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0 件

8 退職管理 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

管理又は監督の地位にあった職員の退職 1 人

9 職員の教育・研修 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

区分	受講者数	研修内容
学校入校	11 人	初任総合教育、幹部教育、専科教育、特別教育
各種研修・講習	45 人	市町職員研修、救急救命士養成研修、違反是正研修等

10 職員の福祉及び利益の保護

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

(1) 健康管理

区 分		対 象 者
健康診断	定期健康診断	毎日勤務者 (年 1 回)
	特定業務従事者の健康診断	交替制勤務者 (年 2 回)
	潜水業務従事者の健康診断	潜水業務従事者 (年 2 回)
	雇入時の健康診断	新入職員 (雇入時 1 回)
胸部レントゲン健診		全職員 (年 1 回)
人間ドック		30 歳以上の職員 (希望者)

(2) 公務災害補償制度

加入団体	件数	概要
地方公務員災害補償基金山口県支部	1 件	救急活動中に負傷したもの

(3) 公平委員会の業務

内 容	状 況
勤務条件に関する措置の要求の状況	実績なし
不利益処分に関する不服申立ての状況	実績なし

(4) 福利厚生事業

名 称	光地区消防組合職員共済会
会 員 数	112 名
職 員 会 費	1,195,000 円
交 付 金	784,000 円
補 助 率	39.6 %
事 業 内 容	教養文化事業、元気回復事業、広報事業等